

# 教育現場における「見守り」についての一考察：養護教諭の業務を中心として

著者	糟谷 知香江
雑誌名	聖路加国際大学教育実践論集
巻	2
ページ	16-24
発行年	2022-03-01
URL	<a href="http://doi.org/10.34414/00016701">http://doi.org/10.34414/00016701</a>



[研究ノート]

教育現場における「見守り」についての一考察  
—養護教諭の業務を中心として—

糟谷 知香江（聖路加国際大学）

1. はじめに

日常語としての「見守り」は、例えば以下のように説明される。

*見守ること。気をつけて見ること。特に、子供や高齢者に対し、安全な状態にあるかどうかについて注意をはらうこと。*

（小学館 デジタル大辞泉）

「見守り」の対象は配慮や保護を必要とする状態の人々であり、本来、年齢は関係ないと考えられる。ただ、「見守り」をキーワードとして学術論文を検索すると、高齢者に関する研究と子どもに関する研究が大半を占めていることは事実である。

ところで、「見守り」という言葉に込められている意味には対象の年齢によって若干の違いが見受けられるようである。高齢者を対象とした「見守り」はこの辞書の定義におおよそ合致するが、子どもを対象とした「見守り」はこの定義にとどまらず、発達や成長を支援するという意味を伴っていることがある。本小論においては、見守る主体者として教育現場にある者、特に養護教諭に的を絞って、「見守り」という行為について整理検討する。

2. 学校における養護教諭の役割と「見守り」についての検討

（1）養護教諭に求められる役割の変遷

養護教諭は従来から学校における子どもたちの健康にまつわる課題へ対応する役割を担っていたが、1990年代後半以降、子どもたちの抱える課題の多様化や複雑化を背景として養護教諭への期待が一

層高まっていった(大野・窪田 2017)。1997年の保健体育審議会答申では、「養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめなどの心の健康問題がかかわっていること等のサインにいち早く気付くことのできる立場にあり、養護教諭のヘルスカウンセリング(健康相談活動)が一層重要な役割を持ってきている」と言及されており、養護教諭の新たな役割として心の健康課題への対応が示された。

2009年の「学校保健安全法」では、「養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする」(第九条)という文言が加えられ、子どもたちの心身の状態を日常的に観察して対応する役割が規定された。

2017年に文部科学省から出された資料『現代的健康課題を抱える子供たちへの支援——養護教諭の役割を中心として——』では、「養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめや不登校、虐待などの問題が関わっていること等のサインにいち早く気付くことができる立場であることから、児童生徒の健康相談において重要な役割を担っている。さらに、教諭とは異なる専門性にに基づき、心身の健康に課題のある児童生徒に対して指導を行っており、従来から力を発揮していた健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担っている」(文部科学省 2017: 6)と記され、生徒指導における養護教諭の役割が具体的に示されるに至っている。

課題を抱えた児童生徒への対応においては、何より課題の存在に気づくこと自体が肝要であることは言うまでもないが、このことを文部科学省は以下のように説明している。

*児童生徒の健康課題の早期発見・早期対応は、問題の深刻化を防止するとともに、スムーズな解決にもつながる。教職員等は、*

全ての児童生徒の学校生活の様子を丁寧に観察し、児童生徒の心身の健康状態の変化や児童生徒のサインを、できる限り早期に発見することに努める。変化やサイン等を発見した場合には、その情報を関係者で速やかに共有するとともに、管理職に報告する。管理職、学級担任、養護教諭等は、児童生徒の健康課題に速やかに対応するとともに、児童生徒の状況の変化を丁寧に把握する。(文部科学省 2017 : 9)

そして、課題の存在に気づくために、養護教諭には、「保健室だけにとどまらず、校内を見回ることや部活動等での児童生徒の様子や声かけなどを通して、日頃の状況などを把握するよう努める」(文部科学省 2017 : 9) ことが求められている。

以上のように養護教諭の業務は、かつては身体面への対応が中心であったが、現在では心身両面への対応が求められるよう変化してきている。また、その対応も、養護教諭が単独で行えばよいというようなものではなく、様々な立場の関係者と連携して必要な介入を行うということが強調されるようになっている。

## (2) 幼児教育における「見守り」の考え方

「見守り」は、幼児教育においてしばしば用いられる言葉でもある。幼児を対象とする場合は発達や成長を支援するという意味を伴って用いられていることが指摘されている(内海 2020)。この用法には教育行政の変遷が関わっている。幼児教育では過去に管理的な一斉指導が重視されていた時期があるが、1989年の『幼稚園教育要領』の改訂によって幼児の自発性を育てることが重視されるようになった。これ以降、教育者の側が敢えて行動を控えて幼児の行動の推移を見ながら待つことも一種の指導である、と受けとめるように教育者の考え方が変化していったという(浜口 2014)。幼児へのこのような関わり方を表す言葉が「見守り」である。

「見守り」は現在、幼児の自発性を育むにとどまらず、心身の健康を育むためにも重要であると考えられるようになってきている。『幼稚園教育要領解説』（文部科学省 2018）に、これに関する記述がみられる。

*幼児は周囲の大人から受け止められ、見守られているという安心感を得ると、活動への意欲が高まり、行動範囲も広がっていく。幼児が安定感をもって行動し、生き生きと活動に取り組むようになるためには、幼稚園生活の様々な場面で、幼児が自分を受け止められているという確かな思いを持つことが大切である。…（中略）…*

*このようにして得た安定感は、心の健康を育てる上で重要であり、子どもが自立の方向に向かっていく上でも欠くことができないものである。心と体の調和をとりながら健康な生活が営まれていくことに留意しつつ、一人一人の幼児との信頼関係を築いていかなければならない。（文部科学省 2018：137）*

幼児教育における「見守り」は、教育者が幼児への直接的な働きかけを敢えて控えている状態であり、外部の目には何もしていないように映るかもしれない。しかし実際には教育者は、危険な状態になったときすぐに対応できる態勢を維持しているのである。幼児教育における「見守り」とは、教育者がある程度リスクを許容して、幼児が挑戦する環境を整えることと言い換えられるだろう。このような「見守り」を適切に行うためには熟練が必要で、教育者の立場からすれば、「何もしないこと」とは全く異なる関わり方とされる（浜口 2014）。幼児の立場からすれば、見守ってくれる人との間に信頼関係や受容的な関係があり、必要なときにはすぐに手が差し伸べられるという予期があるからこそ安心してその場にいられるのだといえる（馬場 2012）。

なお、幼児教育における「見守り」と同様の考え方は、児童生徒

を対象とする教育においても重要であると示されている。『生徒指導提要』（文部科学省 2010）から例を挙げれば、「見守（り）」を含む表現に、「温かく楽しい学級の雰囲気や教員の見守り、心のエネルギーの充足、社会的能力の獲得などが学習意欲を支える」、「教員は、居場所を見付けられない児童生徒に十分配慮しなければならない。『先生が自分のことを心配し見守ってくれている』という気持ちが帰属意識の芽生えにつながることになる」（文部科学省 2010：115）といった文言がある。心身の健康課題を抱えた児童生徒を早期発見し早期対応することの重要性は既に述べたが、同時に、全ての児童生徒が意欲を持って学習に取り組めるような環境を整えることも、課題の発生を未然に防止する観点で重要である（文部科学省 2010）。養護教諭は、児童生徒へ常に目を向けて危険から守る側面と、児童生徒の発達や成長を支援する側面、両面から見守る存在であるといえるのではないだろうか。

### （3）アタッチメントの理論を通して見る「見守り」

自分のことを世話し保護してくれる人との関係を、発達心理学ではアタッチメント（attachment, 愛着）という観点からとらえることができる。アタッチメントの理論においては、乳児の心の中で養育者が安全な避難場所や安全基地としての機能を果たすようになると、それを心理的な支えとして乳児は養育者から離れた場所でも探索的な行動を積極的にとることができるようになると考えられている。こうして形作られた養育者との関係の在り方は、乳児期にとどまらずその後の生涯においても、他者との関係の在り方に鑄型のように影響を及ぼすとされている（Bowlby 1969 黒田訳 1976）。

子どもの人間関係は、乳児期には養育者との二者関係中心であるが、幼児期、児童期、青年期と成長するにしたがって少しずつ拡大していく。これに伴ってアタッチメントの対象も親子関係から仲間

関係、友人関係、恋愛関係などの中へと広がっていき、複数の対象との間にアタッチメント関係が生じるようになる。教育の場における教師との関係は、子どもにとって養育者との関係に類似する情緒的な結び付きを伴うことも多く、アタッチメントの観点から捉えられる可能性が示唆されている（藤田・森口 2015；数井 2005）。

発達心理学においてアタッチメントという言葉は、保護される者が安心感を得るために自分を保護する者に接近する行動という意味で用いられたものである。これとは逆に、保護する者が保護される者のことを考えたり、助けたり、慰めたりすることをケアギビング（caregiving）と呼ぶことがある（大久保 2020）。ケアギビングの機能として大久保（2020）は、子どもを危険や苦痛から守る機能と子どもに安心感を与える機能を区別している。前者は安全な避難所機能と呼ばれ、「相手がストレスや不安を感じているときに、抱えている問題へ関心を示したり、心配や恐怖の度合いを判断したりしてあげることで、相手がストレス状況を乗り越えられるように自信を与える行動のこと」であり、後者は安全基地機能と呼ばれ、「相手の目標や計画、願望に共感的な関心を示し、成功するために十分な自信や道具的援助を提供したりすること」である（大久保 2020:340）。大久保（2020）はケアギビングの概念を適用できる対象として親子関係や恋愛関係のような親密な二者関係を想定しているが、上述のように教育現場における子どもと教師の関係は親密な二者関係に準じるものであり、ケアギビングを適用して理解することができると考えられる。ケアギビングにおける安全な避難所機能と安全基地機能の説明は、心身の健康課題を抱えた子どもを見守る際にどのような行動が求められるのか示唆を与えるものであるといえよう。

### 3. おわりに

本小論においては、養護教諭の「見守り」という行為について極

めて限定的に概観した。昨今の社会状況を鑑みれば、今後もおそらく児童生徒の抱える問題が増えることはあっても減ることはないと考えられる。「見守り」という行為は、その曖昧さ、あるいは見えにくさによって、あたかも何もしていないように映ってしまいやすいが、その見えにくい行為が人を支援する上で大きな意味を持ちうるということをも本小論で検討してきた。

教育における「見守り」の重要性は文部科学省からも示されている一方で、関連する実証的な研究は限られている。この理由は、目に見えにくい行為の存在をいかに可視化するかが技術的に難しいことも一因であると思われる。本小論の結びとして、この課題に取り組んだ看護分野の研究に触れたい。精神科の急性期病棟における看護量に関する研究(萱間・宮本 2003)で、「見守り」と「声かけ」という精神科看護における重要なケアの測定に当初苦心した経験が以下のように述べられている。

*看護者は患者の動きを「目の端」において確認しながら、見守っていることを本人に伝えるために何気ない声をかける。相手に圧迫感を与えず、しかし関心を持っていることを知らせる声かけの技術は、専門性の高いものであると考えている。しかし、こうした頻回で無意識に行われるケアは、記録を依頼してもほとんど書かれることはなかった。* (萱間・宮本 2003:73)

行為者自身も無意識に行っているような行為は把握されにくい、この研究では研究者たちの尽力を通してケアが可視化されていっている。養護教諭の行う「見守り」も、児童生徒に現れる小さな変化を読み取って適切に対応していくという専門性の高い行為と言えよう。「見守り」の内容を可視化して養護教諭の養成に役立てていくことが今後求められるのではないだろうか。



## 【付記】

本稿は、文部省科学研究費基盤研究 (C)「遠隔心理支援に関する基礎的研究：写真投影法を用いて」(21K11036, 研究代表者：糟谷知香江) による研究成果の一部である。

## 【引用・参考文献】

- 馬場幸子 (2012) Child welfare and development : A Japanese case study(書評りふらい) 社会福祉学, 52(4), 143-145.
- Bowlby, J. (1969) *Attachment and loss. Vol. 1 Attachment*. London: The Hogarth Press. (ボウルビィ, J. 黒田実郎・大羽夔・岡田洋子・黒田聖一 (訳) (1976/1991). 母子関係の理論 I 愛着行動 (新版) 岩崎学術出版社)
- Caris-Verhallen, W. M., Kerkstra, A., & Bensing, J. M. (1999) Non-verbal behaviour in nurse - elderly patient communication. *Journal of Advanced Nursing*, 29(4), 808-818.
- 藤田亜紀・森口佑介 (2015) 児童期における教師に対するアタッチメント 上越教育大学研究紀要, 34, 111-120.
- 浜口順子 (2014) 平成期幼稚園教育要領と保育者の専門性 教育学研究, 81(4), 448-459.
- 萱間真美・宮本有紀 (2003) 精神科急性期病棟における看護量の評価方法の検討——なぜ今この研究が必要なのか—— 精神看護, 6(6), 70-74.
- 数井みゆき (2005) 保育者と教師に対するアタッチメント 数井みゆき・遠藤利彦 (編) アタッチメント——生涯にわたる絆—— (pp. 114-126) ミネルヴァ書房
- 古村健太郎・戸田弘二 (2020) 助け合いとしてのアタッチメント 心理学評論, 63(3), 263-280.
- 文部科学省 (2010) 生徒指導提要 Retrieved from <https://www.>

mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

(2021年9月5日)

文部科学省 (2011) 教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引 Retrieved from [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/\\_icsFiles/afieldfile/2013/10/02/1309933\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2013/10/02/1309933_01_1.pdf)  
(2022年1月29日)

文部科学省 (2017) 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援——養護教諭の役割を中心として—— Retrieved from [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/01/1384974\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2017/05/01/1384974_1.pdf) (2021年1月15日)

文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説 Retrieved from [https://www.mext.go.jp/content/1384661\\_3\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf) (2022年1月29日)

成松翔次郎 (2014) コーチングに関する一研究——ドラえもんから学ぶ相手の意欲を引き出す関わり方——九州ルーテル学院大学卒業論文 (未公刊)

大久保圭介 (2020) アタッチメント理論におけるケアギビング研究の現在——看過されてきた原因と今後の展望—— 心理学研究, 91(5), 339-349.

大野志保・窪田由紀 (2017) 養護教諭の職務と役割の変遷——災害・学校事故発生時における養護教諭の役割の観点から—— 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(心理発達科学), 64, 141-146.

内海緒香 (2020) 「子どもの安心安全を守り育む保育実践尺度 (FCHWS)」の作成——見守り概念とモニタリング理論を踏まえて—— お茶の水女子大学人文科学研究, 16, 157-167.